

事 務 連 絡

令和 8 年 4 月 21 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
事 業 部

単品スライド条項の運用について(周知依頼)

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中東情勢の変化等に伴う原材料費やエネルギーコストの高騰を踏まえ、適正な請負代金の設定及び適正な工期の確保については、国土交通省より各公共発注者に対し通知がなされているところです。

今般、国土交通省において、直轄工事における工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）の運用について、各地方整備局等に対し改めて再周知が行われました。これを踏まえ、同省より各都道府県、指定都市及び各省各庁等に対しても、当該運用を参考としつつ、建設資材等の価格高騰への適切な対応に努めるよう要請がなされております。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮でございますが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

別紙 国土交通省通知文

別添 1 「国土交通省による各都道府県及び各指定都市宛て通知一式」

別添 2 「国土交通省による各省各庁宛て通知一式」

(担当) 事業部 児玉
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp